

奈良県教育委員会教育長訓令第五号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定による申告する職員の勤務時間の割振り等に関する規程（平成二十九年三月奈良県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

第一号様式中「本人印」を「本人確認」に、「所属長の印」を「所属長の確認」に改める。

第二号様式中「氏名 印」を「氏名 氏名 氏名」に改める。

第三号様式中「職・氏名 印」を「職・氏名 氏名」に改める。